

別添1

事業者のサイバー事案対処能力の向上業務企画提案再募集仕様書

1 目的

昨今の全国的なランサムウェア感染被害の多発を受け、青森県内に所在する事業者のサイバーセキュリティに対する意識の向上、事案発生時の対処方法の普及啓発、情報共有の推進などにより、事業者のサイバー事案に対する対処能力の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務内容

(1) 実施内容

契約期間内に、青森県警察本部が指定する各地域を対象として、本業務の目的に沿ったセミナーを実施すること。

(2) 指定地域

八戸市、むつ市を中心とした周辺市町村を含む地域を対象として開催することとし、会場については青森県警察本部と協議のうえ受託者が確保すること。

(3) 受講者

対象地域の民間企業・各種団体の経営者、役員、システム担当者等とし、受講者の募集は受託者において行うこと。なお、業務において取得する個人情報の管理にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 講師

セミナー実施に必要なスキルを有する講師を受託者において選定のうえ、配置すること。

(5) 実施時間

3に示す「基礎編」及び「応用編」を、それぞれおおむね半日程度で実施すること。

(6) アンケートの実施

理解度に関する受講者アンケートを作成のうえ実施、集計し、青森県警察本部が指定する期日までに報告を行うこと。

3 セミナー内容

セキュリティ対策を基礎から学ぶ人を主な対象とする「基礎編」、及び基礎知識がある人を対象に実践的な対応要領を身につけることを目的とする「応用編」の2種類とし、次の項目を盛り込んだ20から30企業、30名程度の受講者を想定したセミナーとする。

(1) 基礎編

- ア サイバーセキュリティの現状について
- イ セキュリティ対策のポイント
- ウ 被害発生時の基本的対応について

(2) 応用編

- ア ランサムウェアの現状と平時にしておくべき対策について
- イ 被害発生時の具体的な対応方法について
- ウ 事業継続ワークショップ
 - (ア) ランサムウェア感染時の被害軽減から復旧まで
 - (イ) 業務継続の為の対応実務

4 その他

- (1) 提案者は、本業務の目的に対してより効果的と思われる場合は、本仕様書の一部変更、追加について提案することができる。
- (2) セミナーの内容の詳細及び時間配分、各編の実施スケジュール（同日・別日での開催など）については、別途協議するものとする。
- (3) セミナーで使用する各種資料、資機材については原則として受託者において準備するものとし、提案価格に含むこと。
- (4) 受託者は、事故又は大幅な遅延等、本業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに青森県警察本部に報告し、指示を受けること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、青森県警察本部及び受託者がその都度協議することとする。